

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 2022年6月14日

【四半期会計期間】 第37期第2四半期(自2022年2月1日至2022年4月30日)

【会社名】 株式会社REVOLUTION

【英訳名】 REVOLUTION CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 ジョン・フー

【本店の所在の場所】 山口県下関市細江町二丁目2番1号

【電話番号】 083-229-8894(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 津野浩志

【最寄りの連絡場所】 山口県下関市細江町二丁目2番1号

【電話番号】 083-229-8894

【事務連絡者氏名】 取締役 津野浩志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第36期 第2四半期 連結累計期間	第37期 第2四半期 連結累計期間	第36期
会計期間		自 2020年11月1日 至 2021年4月30日	自 2021年11月1日 至 2022年4月30日	自 2020年11月1日 至 2021年10月31日
売上高	(千円)	594,647	422,645	1,090,630
経常利益又は経常損失()	(千円)	190,819	98,278	243,730
親会社株主に帰属する四半期(当期) 純利益又は親会社株主に帰属する 四半期純損失()	(千円)	163,307	139,732	254,438
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	162,781	107,694	253,117
純資産額	(千円)	1,568,816	1,551,456	1,659,151
総資産額	(千円)	2,160,094	2,614,326	2,199,788
1株当たり四半期(当期)純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額 ()	(円)	0.52	0.35	0.71
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	0.24	-	0.33
自己資本比率	(%)	72.6	59.3	75.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	104,113	927,210	149,360
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	31,383	28,276	102,862
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	194	495,233	3,467
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	552,947	268,913	729,167

回次		第36期 第2四半期 連結会計期間	第37期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 2021年2月1日 至 2021年4月30日	自 2022年2月1日 至 2022年4月30日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()	(円)	0.13	0.21

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第2四半期連結累計期間及び当2四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 3 第37期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期純損失を計上しているため記載しておりません。

2 【事業の内容】

該当事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が依然として経済活動に影響を及ぼしておりますが、ワクチン接種の促進等により景気は徐々に持ち直しつつあります。しかしながら、ロシア・ウクライナによる紛争や原油価格高騰、原材料の高騰等により経済状況は非常に厳しく、引き続き不透明な状況が継続しております。

当社グループに係る不動産業界及び投資業界においても、新型コロナウイルス感染症や紛争問題等による経済への影響が懸念されており、先行きは不透明な状況です。

このような状況下、不動産事業においては、「住」を支える企業として感染症対策を施しながら積極的な営業活動を行いました。また、保有する自社物件を売却する方針を決定しました。投資事業においては、保有する上場会社新株予約権の行使及び市場での売却を進めたこと、上場会社の親会社が発行する社債を取得し利息を売上計上したこと、投資したファンド案件の一部償還を受けたことが寄与しました。また、前年から継続となりますが本業として継続的に営む予定はないスポットな事業として、いわゆる兄弟会社から業務の委託を受けました。

その結果、当第2四半期連結累計期間におきましては、売上高は4億2千2百万円（前年同四半期比28.9%減）、営業損失は1億1千万円（前年同四半期は営業利益1億7千万円）、経常損失は9千8百万円（前年同四半期は経常利益1億9千万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は1億3千9百万円（前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純利益1億6千3百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

不動産事業

不動産の売買、売買仲介については、中古住宅を中心に契約、引き渡しを進めました。また、当社の収益物件は高稼働しており安定的に家賃収入を得ております。新型コロナウイルス感染症の拡大はあるものの必要なお客様へ住居の斡旋・提供を進めております。なお、経営資源の集中による効率化をはかるため、下関市内2店舗を1店舗に統合することを決定いたしました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は3億7千1百万円（前年同四半期比0.5%増）、営業利益は3千1百万円（前年同四半期比57.9%減）となりました。

投資事業

当第2四半期連結会計期間において、東証スタンダードに上場する燦キャピタルマネージメント(株)が発行する第三者割当増資を引き受けました。これまでの投資実績は6社8件です。そのうち、(株)フルッタフルッタに関しては新株予約権を適宜行使し、市場の動向を鑑みながら売却を進めており、東証スタンダード市場に上場する株式会社レッド・プラネット・ジャパンの親会社が発行する社債（以下「RP社債」という）については利息を、投資したJAPAN ALLOCATION FUND SPC, Segregated Portfolio Bから投資した一部の償還を受けたことによる利益をそれぞれ売上として計上いたしました。なお、RP社債については、本報告書提出日時点で償還期限が到来しているものの償還が実行されておりませんが、担保価値が十分あるため本件社債の価値が棄損することはないと判断しております。金地金寄託事業は、寄託内容や業者との提携検討等の準備を完了し、営業活動をスタートいたしました。実績はありません。また、投資運用業、投資助言代理業開始に向け、関東財務局に対して申請手続きを行い、質疑応答を進めております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は5千万円（前年同四半期比77.4%減）、営業利益は1千5百万円（前年同四半期比92.5%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

流動資産

当第2四半期連結会計期間末における流動資産は25億2千1百万円となり、前連結会計年度末に比べて15億3千7百万円増加しました。販売用不動産の増加10億9千8百万円、営業投資有価証券の増加8億3千8百万円が主な要因であります。

固定資産

当第2四半期連結会計期間末における固定資産は9千1百万円となり、前連結会計年度末に比べて11億2千万円減少しました。保有目的の変更に伴う土地の減少5億7千7百万円、建物及び構築物の減少5億4千9百万円が主な要因であります。

繰延資産

当第2四半期連結会計期間末における繰延資産は0.8百万円となり、前連結会計年度末に比べて2百万円減少しました。株式交付費の減少2百万円が要因であります。

流動負債

当第2四半期連結会計期間末における流動負債は3億8千8百万円となり、前連結会計年度末に比べて1億3百万円増加しました。短期借入金の増加9千9百万円が主な要因であります。

固定負債

当第2四半期連結会計期間末における固定負債は6億7千4百万円となり、前連結会計年度末に比べて4億1千9百万円増加しました。長期借入金の増加3億9千6百万円が主な要因であります。

純資産

当第2四半期連結会計期間末における純資産は15億5千1百万円となり、前連結会計年度末に比べて1億7百万円減少しました。

この結果、当第2四半期連結会計期間末の総資産は26億1千4百万円となり、前連結会計年度末に比べて4億1千4百万円増加しました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、2億6千8百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において営業活動によるキャッシュ・フローは9億2千7百万円の支出となりました。これは、主として営業投資有価証券の増加による7億8千7百万円などによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において投資活動によるキャッシュ・フローは2千8百万円の支出となりました。これは、主として敷金及び保証金の差入による支出1千3百万円などによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において財務活動によるキャッシュ・フローは4億9千5百万円の収入となりました。これは、主として長期借入れによる収入4億円などによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,618,567,524
A種種類株式	4,650,000
第1回B種種類株式	2,500
第2回B種種類株式	2,500
第3回B種種類株式	2,500
計	1,618,567,524

(注) 当社の発行可能株式総数は、それぞれ普通株式1,618,567,524株、A種種類株式4,650,000株、第1回B種種類株式2,500株、第2回B種種類株式2,500株、第3回B種種類株式2,500株となっております。なお、合計では1,623,225,024株となりますが、発行可能株式総数は1,618,567,524株、第1回ないし第3回B種種類株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500株を超えないものとする旨定款に規定しております。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2022年4月30日)	提出日現在 発行数(株) (2022年6月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	400,000,510	400,000,510	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株 あります。
A種種類株式	4,640,771	4,640,771		(注2)
第1回 B種種類株式	600	600		(注3)
計	404,641,881	404,641,881		

(注1) 提出日現在の発行数には、2022年6月1日からこの四半期報告書提出日までのA種種類株式及び第1回B種種類株式の転換により発行された株式数は含まれておりません。

(注2) A種種類株式の内容は次のとおりであります。

1. 単元株式数

単元株式数は1株であります。

2. 配当金

配当は行いません。

3. 議決権

株主総会において議決権は有しておりません。

4. 株式の併合、分割及び募集新株の割当を受ける権利

発行会社は、株式の併合をするときは、普通株式及びA種種類株式ごとに同時に同一の割合で併合する。

発行会社は、株式の分割をするときは、普通株式及びA種種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。

発行会社は、発行会社の株主に株式の無償割当てを行うときは、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)には普通株式を、A種種類株主にはA種種類株式を、それぞれ同時に同一の割合で割当てる。

発行会社は、発行会社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

発行会社は、発行会社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

発行会社は、発行会社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得時期

A種種類株主は、A種種類株式発行後、2019年7月3日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降はいつでも発行会社に対して、以下に定める算定方式に従って算出される数の発行会社の普通株式を対価として、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする。

(2) 取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るA種種類株式の数に本項第(3)号に定める取得比率（但し、本項第(4)号の規定により調整される。）を乗じて得られる数とする。なお、A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(3) 当初取得比率

取得比率は、当初、100とする。但し、取得比率は、本項第(4)号の規定により調整されることがある。

(4) 取得比率の調整

(a) 発行会社は、A種種類株式の発行日後、本号(b)に掲げる各事由により発行会社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式」という。）により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{新発行・処分株式数}} \times \frac{1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}}}$$

(b) 取得比率調整式により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

本号(c) に定める時価を下回る払込金額をもって発行会社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、発行会社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、発行会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、会社分割、株式交換又は合併による場合を除く。）調整後取得比率は、払込期日（無償割当ての場合は効力発生日とし、募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

株式分割により発行会社普通株式を発行する場合、調整後取得比率は、株式分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号(c) に定める時価を下回る価額をもって発行会社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本号(c) に定める時価を下回る価額をもって発行会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後取得比率は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初取得比率によって請求又は行使されて発行会社普通株式が交付されたものとみなして取得比率調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

発行会社の発行した取得条項付種類株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本号(c) に定める時価を下回る価額をもって発行会社普通株式を交付する場合、調整後取得比率は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号(b) 乃至 の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他発行会社の機関の承認を条件としているときは、本号(b) 乃至 の定めに関わらず、調整後行使比率は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

(c) 取得比率調整式の計算については、次に定めるところによる。

円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。

取得比率調整式で使用する時価は、調整後取得比率を適用する日（但し、本号(b) の場合は基準日）に

先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における発行会社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）又は、調整後取得比率を適用する日の直前取引日の終値のいずれか高いものを使用する。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

取得比率調整式で使用する発行会社の既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後取得比率を適用する日の1ヵ月前の日における発行会社の発行済普通株式数から、当該日における発行会社の有する発行会社普通株式数を控除した数とする。また、本号(b) の場合には、取得比率調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における発行会社の有する発行会社普通株式に割当てられる発行会社普通株式数を含まないものとする。

(d) 本号(b)の取得比率の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、発行会社は、必要な取得比率の調整を行う。

株式の併合、発行会社を存続会社とする合併、発行会社を承継会社とする吸収分割、発行会社を完全親会社とする株式交換のために取得比率の調整を必要とするとき。

その他発行会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とするとき。

取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得比率の算出にあたり使用すべき発行済株式数につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(e) 本号に定めるところにより取得比率の調整を行うときは、発行会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前取得比率、調整後取得比率及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までにA種種類株主に通知する。但し、本号(b) に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(注3) 第1回B種種類株式の内容は次のとおりであります。

1. 単元株式数

単元株式数は1株であります。

2. 配当金

配当は行いません。

3. 議決権

株主総会において議決権は有しておりません。

4. 株式の併合、分割及び募集新株の割当を受ける権利

発行会社は、株式の併合をするときは、普通株式及び第1回B種種類株式ごとに同時に同一の割合で併合する。

発行会社は、株式の分割をするときは、普通株式及び第1回B種種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。

発行会社は、発行会社の株主に株式の無償割当てを行うときは、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）には普通株式を、第1回B種種類株主には第1回B種種類株式を、それぞれ同時に同一の割合で割当てる。

発行会社は、発行会社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、第1回B種種類株主には第1回B種種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

発行会社は、発行会社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、第1回B種種類株主には第1回B種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

発行会社は、発行会社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、第1回B種種類株主には第1回B種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得時期

第1回B種種類株主は、第1回B種種類株式発行後いつでも、発行会社に対して、以下に定める算定方法に従って算出される数の発行会社の普通株式（以下「対価普通株式」という。）の交付と引き換えに、その有する第1回B種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下この請求を「普通株式対価取得請求」という。）、発行会社は、当該普通株式対価取得請求に係る第1回B種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、対価普通株式を、当該第1回B種種類株主に対して交付

するものとする。

(2) 取得と引換えに交付する普通株式の数

対価普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係る第1回B種種類株式の数に、1,000,000円を乗じて得られる額を、本項第(3)号乃至第(5)号に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、第1回B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初、払込期日の直前取引日の東京証券取引所における発行会社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）とする。但し、取得価額は、本項第(4)号及び第(5)号の規定により修正及び調整されることがある。

(4) 当初取得価額の修正

取得価額は、第1回B種種類株式の発行日以降の6か月毎の応当日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日の直前取引日の東京証券取引所における発行会社の普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の100%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する金額（但し、0.1円未満の端数を切上げる。また、本項第(5)号の調整を受ける。以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

(5) 取得価額の調整

- (a) 発行会社は、第1回B種種類株式の発行日後、本号(b)に掲げる各事由により発行会社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{増加普通株式数}}$$

- (b) 取得価額調整式により取得価額の調整を行う場合及びその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

発行会社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、発行会社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、発行会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、会社分割、株式交換又は合併による場合を除く。）、調整後取得価額は、払込期日（無償割当ての場合は効力発生日とし、募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

株式分割により発行会社普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに発行会社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は発行会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後取得価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初取得価額によって請求又は行使されて発行会社普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

発行会社の発行した取得条項付種類株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに発行会社普通株式を交付する場合、調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号(b)乃至の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他発行会社の機関の承認を条件としているときは、本号(b)乃至の定めに関わらず、調整後取得価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

- (c) 取得価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。
取得価額調整式で使用する発行会社の既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後取得価額を適用する日の1か月前の日における発行会社の発行済普通株式数から、当該日における発行会社の有する発行会社普通株式数を控除した数とする。また、本号(b) の場合には、取得価額調整式で使用する増加普通株式数は、基準日における発行会社の有する発行会社普通株式に割当てられる発行会社普通株式数を含まないものとする。
- (d) 本号(b)の取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、発行会社は、必要な取得価額の調整を行う。
株式の併合、発行会社を存続会社とする合併、発行会社を承継会社とする吸収分割、発行会社を完全親会社とする株式交換のために取得価額の調整を必要とするとき。
その他発行会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。
取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得価額の算出にあたり使用すべき既発行普通株式数につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (e) 本号に定めるところにより取得価額の調整を行うときは、発行会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前取得価額、調整後取得価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第1回B種種類株主に通知する。但し、本号(b) に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(注4) 第1回B種種類株式は、現物出資（借入金等の株式化600,000千円）によって発行されたものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年2月1日～ 2022年4月30日	-	404,641,881	-	100,000	-	-

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2022年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
EVO FUND	190 ELGIN AVE., GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN, KY1-9005, CAYMAN ISLANDS	128,507,127	31.84
TOMODACHI INVESTMENT LP (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	160 Greentree Dr.Ste 101,Dover,Kent County,DE 19904,USA (東京都千代田区紀尾井町4番1号)	60,457,555	14.98
US/JAPAN BRIDGE FINANCE LP (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	160 Greentree Dr.Ste 101,Dover,Kent County,DE 19904,USA (東京都千代田区紀尾井町4番1号)	45,911,132	11.38
株式会社フルッタフルッタ	東京都千代田区神田神保町3丁目3 神保町 SF I I I 2F	24,995,073	6.19
楽天証券株式会社	東京都港区青山2丁目6番21号	4,006,200	0.99
CREDIT SUISSE AG SINGAPORE TRUST A/C CLIENTS-RESIDENT TOKYO (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1 RAFFLES LINK 05-02 SINGAPORE 039393 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	3,237,300	0.80
MAJOR LERCH LP (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	160 Greentree Dr.Ste 101,Dover,Kent County,DE 19904,USA (東京都千代田区紀尾井町4番1号)	2,537,025	0.63
山田祥美	東京都中野区	2,520,100	0.62
UBS AG SINGAPORE (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	AESCHENVORSTADT 1, CH - 4002 BASEL SWITZERLAND (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	2,000,000	0.50
INTERACTIVE BROKER (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA (東京都千代田区霞が関3丁目2番5号)	1,936,200	0.48
計		276,107,712	68.41

所有議決権数別

2022年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する 所有議決権数 の割合(%)
EVO FUND	190 ELGIN AVE., GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN, KY1-9005, CAYMAN ISLANDS	1,285,065	32.13
TOMODACHI INVESTMENT LP (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	160 Greentree Dr.Ste 101,Dover,Kent County,DE 19904,USA (東京都千代田区紀尾井町4番1号)	600,000	15.00
US/JAPAN BRIDGE FINANCE LP (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	160 Greentree Dr.Ste 101,Dover,Kent County,DE 19904,USA (東京都千代田区紀尾井町4番1号)	453,080	11.33
株式会社フルッタフルッタ	東京都千代田区神田神保町3丁目3 神保町SF I I I 2F	249,950	6.25
楽天証券株式会社	東京都港区青山2丁目6番21号	40,062	1.00
CREDIT SUISSE AG SINGAPORE TRUST A/C CLIENTS-RESIDENT TOKYO (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1 RAFFLES LINK 05-02 SINGAPORE 039393 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	32,373	0.81
山田祥美	東京都中野区	25,201	0.63
UBS AG SINGAPORE (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	AESCHENVORSTADT 1, CH - 4002 BASEL SWITZERLAND (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	20,000	0.50
INTERACTIVE BROKER (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA (東京都千代田区霞が関3丁目2番5号)	19,362	0.48
朴昌樹	北海道札幌市中央区	15,352	0.38
計		2,740,445	68.51

(注) 1. 当社の親会社はEVO FUNDであり、当社の普通株式128,506,527株(議決権比率32.13%)保有しております。なお、2022年2月17日付で関東財務局長に提出された変更報告書によりますと、EVO FUND及びその共同保有者3社が、報告義務発生日2022年2月9日現在で以下の株式を所有している旨が記載されております。当社として2022年4月30日現在の株主名簿上確認することができませんので、上記大株主の状況には株主名簿に記載された株式数に基づく記載をしております。なお、変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の 数(株)	株券等保有 割合(%)
エボ ファンド (Evo Fund)	ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、カマナ・ベイ、ワン・ネクス・ウェイ、インタートラスト・コーポレート・サービズ(ケイマン)リミテッド方	129,531,127	32.01
メジャー・ラーチ・エルピー (Major Lerch LP)	アメリカ合衆国、19904、デラウェア州、ケント、ドーバー、グリーンツリー・ドライブ160、スイート101	2,537,025	0.63
トモダチ・インベストメント・エルピー (Tomodachi Investment LP)	アメリカ合衆国、19904、デラウェア州、ケント、ドーバー、グリーンツリー・ドライブ160、スイート101	60,457,555	14.94
USジャパン・ブリッジ・ファイナンス・エルピー (US/Japan Bridge Finance LP)	アメリカ合衆国、19904、デラウェア州、ケント、ドーバー、グリーンツリー・ドライブ160、スイート101	45,911,132	11.35
合計		238,436,839	58.93

2. 信託銀行等の信託業務に係る株式数については、当社として網羅的に把握することができないため、株主名簿上の名義で所有株式数を記載しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年4月30日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種種類株式 4,640,771 第1回B種種類株式 600	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,200	-	
完全議決権株式(その他)	普通株式 399,979,100	3,999,791	
単元未満株式	普通株式 17,210	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	404,641,881	-	
総株主の議決権	-	3,999,791	

(注)1 A種種類株式、第1回B種種類株式の内容につきましては、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」の注記に記載しております。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,500株(議決権25個)含まれております。

3 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式61株が含まれております。

【自己株式等】

2022年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社REVOLUTION	山口県下関市細江町二丁目2番1号	4,200	-	4,200	0.00
計		4,200	-	4,200	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2022年2月1日から2022年4月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2021年11月1日から2022年4月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年10月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2022年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	626,194	240,718
営業未収入金	13,050	23,862
営業投資有価証券	117,236	955,237
商品	311	563
販売用不動産	65,602	1 1,163,924
未成工事支出金	6,975	4,275
その他	155,477	136,122
貸倒引当金	251	2,833
流動資産合計	984,597	2,521,870
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	558,594	1 8,936
車両運搬具(純額)	3,877	1,084
工具、器具及び備品(純額)	9,940	7,968
土地	577,113	1 -
有形固定資産合計	1,149,525	17,989
無形固定資産		
ソフトウェア	6,293	5,132
その他	4,265	4,265
無形固定資産合計	10,559	9,398
投資その他の資産		
投資有価証券	8,424	7,776
出資金	950	950
破産更生債権等	206,679	208,184
敷金及び保証金	42,200	55,459
貸倒引当金	206,679	208,184
投資その他の資産合計	51,574	64,185
固定資産合計	1,211,659	91,573
繰延資産		
株式交付費	3,530	882
繰延資産合計	3,530	882
資産合計	2,199,788	2,614,326

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年10月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2022年4月30日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	17,934	27,069
短期借入金	-	99,195
1年内返済予定の長期借入金	8,628	8,032
未払金	10,847	5,294
未払法人税等	-	246
借入有価証券	49,834	40,774
預り金	98,833	96,651
賞与引当金	9,330	9,730
前受収益	51,966	39,658
その他	38,255	62,067
流動負債合計	285,629	388,720
固定負債		
長期借入金	177,446	574,081
退職給付に係る負債	18,561	20,096
長期預り敷金保証金	56,421	59,710
その他	2,576	20,260
固定負債合計	255,006	674,149
負債合計	540,636	1,062,870
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	1,511,355	1,511,355
利益剰余金	44,582	95,149
自己株式	1,969	1,971
株主資本合計	1,653,967	1,514,234
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,183	37,221
その他の包括利益累計額合計	5,183	37,221
純資産合計	1,659,151	1,551,456
負債純資産合計	2,199,788	2,614,326

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2020年11月1日 至2021年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2021年11月1日 至2022年4月30日)
売上高	594,647	422,645
売上原価	254,540	322,939
売上総利益	340,106	99,706
販売費及び一般管理費	1 169,650	1 210,363
営業利益又は営業損失()	170,456	110,656
営業外収益		
受取利息	1	6
貸倒引当金戻入額	185	29
業務受託収入	64,111	57,000
その他	1,218	2,647
営業外収益合計	65,516	59,683
営業外費用		
支払利息	2,558	2,846
業務受託費用	39,512	39,646
株式交付費償却	2,647	2,647
その他	433	2,164
営業外費用合計	45,153	47,305
経常利益又は経常損失()	190,819	98,278
特別損失		
固定資産除却損	0	-
減損損失	-	41,207
特別損失合計	0	41,207
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	190,819	139,485
法人税、住民税及び事業税	27,511	246
法人税等合計	27,511	246
四半期純利益又は四半期純損失()	163,307	139,732
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	-
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()	163,307	139,732

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2020年11月1日 至2021年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2021年11月1日 至2022年4月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	163,307	139,732
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	525	32,037
その他の包括利益合計	525	32,037
四半期包括利益	162,781	107,694
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	162,781	107,694
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	190,819	139,485
減損損失	-	41,207
減価償却費	16,485	17,576
株式交付費償却	2,647	2,647
貸倒引当金の増減額(は減少)	185	4,086
賞与引当金の増減額(は減少)	520	400
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	2,315	1,535
受取利息及び受取配当金	1	6
支払利息	2,558	2,846
固定資産除却損	0	-
営業投資有価証券の増減額(は増加)	22,900	787,803
借入有価証券の増減額(は減少)	20,710	9,059
売上債権の増減額(は増加)	5,244	10,811
棚卸資産の増減額(は増加)	63,239	10,192
仕入債務の増減額(は減少)	2,765	9,134
預り敷金及び保証金の増減額(は減少)	7,430	3,288
前受収益の増減額(は減少)	37,487	12,308
その他	7,826	31,043
小計	108,654	917,987
利息及び配当金の受取額	1	6
利息の支払額	2,618	2,916
法人税等の支払額	1,925	6,313
営業活動によるキャッシュ・フロー	104,113	927,210
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	6,196	11,767
無形固定資産の取得による支出	3,386	-
投資有価証券の取得による支出	20,000	-
敷金及び保証金の差入による支出	1,800	13,258
その他	-	3,250
投資活動によるキャッシュ・フロー	31,383	28,276
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	99,195
長期借入れによる収入	190,000	400,000
長期借入金の返済による支出	190,193	3,960
自己株式の取得による支出	0	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	194	495,233
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	72,535	460,253
現金及び現金同等物の期首残高	480,412	729,167
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 552,947	1 268,913

【注記事項】

(会計方針の変更等)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。また、当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響もありません。なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第2四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、営業投資有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品とされていた新株予約権や社債について取得原価をもって四半期連結貸借対照表価額としておりましたが、時価をもって四半期連結貸借対照表価額とする方法に変更しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

- 1 当第2四半期連結会計期間において、保有目的の変更により、固定資産の「建物及び構築物」及び「土地」に計上していた1,085,680千円を流動資産の「販売用不動産」へ振り替えております。

(四半期連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年4月30日)
支払手数料	50,079千円	59,166千円
役員報酬	25,800千円	26,550千円
給与手当	32,191千円	50,969千円
賞与引当金繰入額	3,388千円	4,327千円
退職給付費用	1,722千円	2,484千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年4月30日)
現金及び預金	423,454千円	240,718千円
預入期間が3か月超の定期預金及び定期積金	-千円	-千円
預け金(流動資産その他)	129,493千円	28,195千円
現金及び現金同等物	552,947千円	268,913千円

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注) 1	四半期 連結損益計算書 計上額 (注) 2
	不動産事業	投資事業			
売上高					
外部顧客への売上高	370,231	224,416	594,647	-	594,647
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	370,231	224,416	594,647	-	594,647
セグメント利益	97,293	205,383	302,676	132,220	170,456

(注) 1 セグメント利益の調整額 132,220千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 2021年11月1日 至 2022年4月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注) 1	四半期 連結損益計算書 計上額 (注) 2
	不動産事業	投資事業			
売上高					
顧客との契約から生じる収益	210,316	-	210,316	-	210,316
その他の収益(注) 3	161,569	50,759	212,329	-	212,329
外部顧客への売上高	371,886	50,759	422,645	-	422,645
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	371,886	50,759	422,645	-	422,645
セグメント利益	31,267	15,477	46,745	157,402	110,656

(注) 1 セグメント利益の調整額 157,402千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3 その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく不動産賃貸収入、及び、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)に基づく金融商品に係る取引であります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「不動産事業」セグメントにおいて、保有する固定資産の保有方針を変更したため、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間において41,207千円であります。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載の通り、第1四半期連結会計期間の期首より収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理の方法を変更したため、報告セグメントの売上高の測定方法を同様に变更しております。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第2四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年4月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()	0円52銭	0円35銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失()(千円)	163,307	139,732
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益又は 普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失()(千円)	163,307	139,732
普通株式の期中平均株式数(株)	313,888,074	399,996,249
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	0円24銭	
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	380,824,779	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 当第2四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年6月14日

株式会社REVOLUTION
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 桐 徹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 井 恵一郎

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社REVOLUTIONの2021年11月1日から2022年10月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2022年2月1日から2022年4月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年11月1日から2022年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社REVOLUTION及び連結子会社の2022年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。